

大阪府条例第四百十五号

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表) 第百六条 (略)</p> <p>2 知事は、<u>第四十条の十七第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</u></p> <p>4 3 (略)</p> <p>4 知事は、前三項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。</p> <p>(事務処理の特例) 第百十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第五十二条から第五十四条まで、第五十七条及び第五十八条第三項の規定による届出の受理に関する事務</u></p> <p>三 八 (略)</p> <p>九 第百六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務(第八十条の五の規定に違反している者に係るものに限る。)</p> <p>十 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>一 二十五 (略)</p> <p>二十六 第百六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務(第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。)</p> <p>二十七 第百六条第三項の規定による公表及び当該公表に係る意見の聴取に関する事務(第八十一条の七の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。)</p> <p>二十八 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 第百六条第一項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務(第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第一項若しくは第四十条の十の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。)</p>	<p>(公表) 第百六条 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>3 知事は、<u>前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない</u>。</p> <p>(事務処理の特例) 第百十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十七条及び第五十八条第三項の規定による届出の受理に関する事務</u></p> <p>三 八 (略)</p> <p>九 第百六条第一項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務(第八十条の五の規定に違反している者に係るものに限る。)</p> <p>十 (略)</p> <p>3 2 (略)</p> <p>(略)</p> <p>一 二十五 (略)</p> <p>二十六 第百六条第一項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務(第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。)</p> <p>二十七 第百六条第二項の規定による公表及び当該公表に係る意見の聴取に関する事務(第八十一条の七の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。)</p> <p>二十八 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 第百六条第一項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務(第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第一項若しくは第四十条の十の規定又はこれらに相当する法律の規定に違反している者に係るものに限る。)</p>

二十一 ~~第百六条第三項の規定による公表及び同条第四項の意見の聴取に関する事務(第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。)~~

二十二 (略)

二十一 ~~第百六条第二項の規定による公表及び同条第三項の意見の聴取に関する事務(第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者に係るものに限る。)~~

二十二 (略)

第二条 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第百十一条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて泉佐野市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、島本町、熊取町及び田尻町の区域に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一―十 (略)</p> <p>2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大東市、高石市及び岬町の区域に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>3 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて守口市、寝屋川市及び和泉市の区域に係るもの(守口市の区域にあつては第十号から第二十三号まで、第二十五号及び第二十七号に掲げる事務を除き、寝屋川市及び和泉市の区域にあつては第二号に掲げる事務を除く。)は、当該市が処理することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第二号及び第三号に掲げる事務</p> <p>三―二十八 (略)</p> <p>4 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの(大阪市、岸和田市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあつては第一号に掲げる事務(第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。))を除き、枚方市の区域にあつては第二号、第十二号から第十六号まで、第十八号及び第二十一号に掲げる事務を除き、東大阪市の区域にあつては第十二号から第十六号まで、第十八号及び第二十一号に掲げる事務を除く。)は、当該市、町又は村が処理することとする。</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p>第百十一条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて守口市、泉佐野市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、島本町、熊取町、田尻町及び岬町の区域に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一―十 (略)</p> <p>2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて貝塚市、大東市及び高石市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>3 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて寝屋川市及び和泉市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 削除</p> <p>三―二十八 (略)</p> <p>4 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの(大阪市、吹田市、富田林市、河南町及び千早赤阪村の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、岸和田市及び枚方市の区域にあつては第二号、第十二号から第十六号まで、第十八号及び第二十一号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあつては第一号及び第二号に掲げる事務(第一号に掲げる事務にあつては、第二項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。))を除き、八尾市及び東大阪市の区域にあつては第十二号から第十六号まで、第十八号及び第二十一号に掲げる事務を除く。)は、当該市、町又は村が処理することとする。</p>

第三条 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務処理の特例) 第百十一条 (略) 2・3 (略) 4 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの(大阪市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあつては第一号に掲げる事務(第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。))を除き、枚方市の区域にあつては第二号、第十二号から第十六号まで、第十八号及び第二十一号に掲げる事務を除き、東大阪市の区域にあつては第十二号から第十六号まで、第十八号及び第二十一号に掲げる事務を除く。)は、当該市、町又は村が処理することとする。 一一二二二 (略)</p>	<p>(事務処理の特例) 第百十一条 (略) 2・3 (略) 4 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、箕面市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域に係るもの(大阪市、岸和田市、吹田市、富田林市及び千早赤阪村の区域にあつては第二号に掲げる事務を除き、高槻市の区域にあつては第一号に掲げる事務(第一項第三号から第十号までに掲げる事務に限る。))を除き、枚方市の区域にあつては第二号、第十二号から第十六号まで、第十八号及び第二十一号に掲げる事務を除き、東大阪市の区域にあつては第十二号から第十六号まで、第十八号及び第二十一号に掲げる事務を除く。)は、当該市、町又は村が処理することとする。 一一二二二 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十五年一月一日から、第三条の規定は同年二月一日から施行する。